

日豪EPA / FTA交渉に関する意見書

4月から開始されたEPA(経済連携協定) / FTA(自由貿易協定)交渉に対し、オーストラリア政府は農産物も含む関税撤廃を強く主張するものとみられている。もし、オーストラリア政府の要求通り、農産物の輸入関税が撤廃されるようになれば、日本政府の試算でも、肉牛、酪農、小麦、砂糖の主要4分野で約8,000億円の打撃を受け、関連産業や地域経済への影響を含めると2兆～3兆円の規模になるとされている。

また、食糧自給率は30%台に低下するなど日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の持つ多面的な機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くことになる。

さらに、昨年、干ばつによって大減産となったオーストラリアの農業生産条件は極めて不安定であり、これに容易に依存することは、世界的な食糧不足、危機が心配されている中で、日本の食料安全保障を危うくする結果を招きかねない。

よって、国においては、日豪EPA / FTA交渉にあたっては、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

1. 日豪EPA / FTA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の需要品目について、関税撤廃の対象から除外するとともに、万一これが受け入れられない場合は交渉の中断も含め厳しい判断を行うこと
2. 農産物貿易交渉は農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月20日

千葉県成田市議会